

平成 20 年 11 月 21 日

社会保障審議会障害者部会
会長 潮谷義子様

財団法人 日本知的障害者福祉協会
会長 小坂孫次

「障害者自立支援法第 4 条第 4 項削除の要求」

1. 障害者自立支援法第 4 条第 4 項の違憲性

(1) 「必要性を明らかにするため」の文言について

- ① もともとこの文言は、財政的見地から書かれたものであり、障害福祉サービスの必要性は認めたくないという前提がある。障害福祉サービスの必要性があるかどうかは利用者本人又は保護者が判断することであって、国家の側が判断することではない。国家の側が判断することは、憲法第 13 条 自己決定・自己選択の精神に反する。知的障害をもつ人にとって自己決定は極めて重要な意味をもつ。
- ② なぜなのか。貴職ご承知の通り、知的障害をもつ人は生涯支援が必要であり、他の人の意見や判断にゆだねることが多いからである。しかるにこの条項は、自己決定を完全に無視している。知的障害をもつ人にとって大切なことはよりよい生活を重視することなのである。障害福祉サービスを無駄に利用しているとみるべきではない。いかに自己決定が不十分であるからといって、「お荷物視」するような理不尽な文言は許されるべきではない。
- ③ なお、「必要性」が「明らかに」されない人はどうなるのか。国家の側がなすべき作為を為さないことにより障害をもつ人の諸権利を侵害することは国家による自己決定権の侵害であるのみならず国家賠償法上の問題もでてくる場合があるといわざるを得ない。

(2) 「心身の状態を総合的に示すものとして」の文言について

- ① 「心身の状態」という文言は、厚生労働省令 40 第 2 条に定める審査判定基準等にもとづく「時間」に主として依拠して判定を下している。介護保険の項目をそのま

ま取り入れているから、こうなるのであって、障害の特性を考慮しない判定基準は合理性がなく、到底認めることはできない。

- ② そもそも「心身の状態」という考え方は、ICFによる「個人因子」や「環境因子」を配慮していない文言であって不適切である。
- ③ 障害をもつ人の概念は、障害をもつ人に福祉的給付などをするかどうかを区別する概念として機能してきた。本来法の目的は、そうした権利を阻害する社会の側の障壁を除去することが目的であるべきであるのに、障害者自立支援法は逆に障害をもつ人を追いつめているといわれても仕方がないであろう。

(3) 「障害程度区分」の文言について

- ① 人間の尊厳の確立は、国家の究極の目標である。障害をもっているというだけで、なぜ「障害程度区分」なるレッテルを貼り、それに応じて「報酬額」を支払うのか。何の根拠があってそうするのか。
- ② 国家の人間観が問われる。このような屈辱的なラベリングは憲法第13条「人間の尊厳」を大きく踏みにじるものである。このような条項を設けているようでは、日本は国際社会において名誉ある地位を占めることはできない。よって、三障害を統合するのはやめて、それぞれの特性に合理的な配慮をするとともに、当該条項は削除すべきである。
- ③ 「特別なニーズをもつすべての人に対して正確にそのニーズを測って支援していく」のが国家のあり方である。

II. 政省令について

政省令は、上記要求に即して作成すべきである。

以上